

平成23年度 事業計画

本連盟は、定款第3条に基づき、我が国の伝統と文化に培われた剣道の伝承と発展を図るとともに、大阪府におけるその普及振興をはかり、心身の錬磨による人間形成を通じ、府民の健全な心身の育成に資することを旨とする。そのため、以下の基本方針および重点方策を掲げ、平成23年度の事業を展開する。

政権交代後1年半あまり、なお外交に経済に先行き不安な社会情勢は変わらないようである。そのような状況のもと平成23年度は本連盟にとって新しい組織作りに向けて大きく舵を切る年となる。

国の施策により、平成20年度12月より既存の社団・財団法人はすべて特例民法法人となり、5年の間に公益法人か一般法人のいずれかへの移行を選択しなければならない。

当連盟としては、公益法人に移行申請する事を前提に鋭意準備を進めて来た。公益社団法人に向けて作成した定款案を審議ご承認得ると共にそれをもとにして公益社団法人へ移行承認を受ける議案の決議が必要である。認定時期は、来年度早期を目指しており、認定されれば公益社団法人として新しく発足する運びとなるが、本総会で審議される事業並びに予算は新組織認定後へと引き継がれるものである。

又、別に本年4月より実施予定の個人会員制（会費制）に移行する為の必要議案を審議ご承認頂き、スムーズな移行を目指す。

さらに、IT化システムを充実し、各種委員会の活動強化をはかることにより、会員諸氏とともに邁進する。

「剣の道」の精神を社会に生かし、力を合わせて、元気で、明るい健全な大阪の構築に貢献できることを願う次第である。

I 基本方針

「わが国の伝統と文化に培われた剣道を正しく伝承してその発展を図り、『剣道の理念』に基づき高い水準の剣道を目指す」を目標として、府民各層へ剣道の普及振興を積極的にはかる。

定款第4条（事業）に定められた通り次の事業を行う。

II 事業の重点方策

基本方針に基づき、次の事項を事業の重点方策とする。

- (1) 全日本都道府県対抗剣道優勝大会の開催
- (2) 全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会の開催
- (3) 段級位審査の適正化を推進する。

- (4) 各種講習会の充実を促進する。「スポーツ事故防止・事故対策」をテーマにした安全管理についての講習会を引き続き実施する。
- (5) 地区・職域活動を促進させる。
- (6) 女子剣道・少年剣道・居合道・杖道の普及振興を推進する。
- (7) 個人会員管理システム・ホームページの充実など、IT化をより一層推進する。
- (8) 安全および事故補償の確保を図る。
- (9) 公益社団法人移行認定へ向けての申請を行う。
- (10) 個人会員（会費）制の実施

Ⅲ 事業の重点事項

- (1) 全日本都道府県対抗剣道優勝大会の開催

全剣連から第59回大会の主管を受託し、全国の47代表チームを歓迎し、大阪府における主要な大会として当連盟の総力を挙げて開催する。

日程は、全剣連の要請に基づき黄金週間初日の4月29日（祝）に開催する。

- (2) 全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会の開催

総務省・文部科学省の後援を得て、大阪市とともに第6回全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会を9月に主催する。第5回大会で全ての都道府県が参加し、名実ともに全国大会となり、今後も一層の充実をはかる。

この大会を通じて、全国の少年剣士に、生涯剣道の目標と機会を与え、また剣道を通じて地域社会での幼少年の健全育成に資する。

この事業により、全国各都道府県剣道連盟主管のもとに中体連、道場連盟、スポーツ少年団などが同じテーブルにつくこととなり、小学校から中学校まで一体化した連携の実現に繋がるものである。

また、この大会は、大阪市のスポーツ振興方針と地域活性化への協力ともなっている。

- (3) 段級位審査の適正化を推進する。

「称号・段位審査規則」に基づき、称号・段位審査の適切、公平な実施と審査業務および審査会の合理的運営を引き続き推進する。また、平成22年4月より新しい規則の下に実施されている府下昇級審査会について、各地区・登録団体より情報を収集し、評価の基準・運営方法の統一をはかる。

1. 審査員選考委員会の機能発揮を図り、審査員の適正な選考を推進する。
2. 昇段審査を6回開催する。
3. 全剣連「五段以下の審査にかかわる基本方針」に基づき適正な運用を行う。
4. 府下昇級審査会の評価基準・運営方法について統一をはかり普及振興に資する。

- (4) 各種講習会の充実を促進する。「スポーツ事故防止・事故対策」をテーマにした安全管理についての講習会を引き続き実施する。

各種講習会の充実を促進する。反響を得た「安全管理」についての講習会を実施し、事故防止能力・危険予知能力・安全配慮に関する知識を得る機会とする。救急救命講習は、各地域・職域に実施を義務付け、安全管理に関する意識の向上を図るとともに、万が一の事故に備えて、多くの会員に学ぶ機会を与える。

「わが国の伝統と文化に培われた剣道を正しく伝承してその発展を図り、『剣道の理念』に基づき高い水準の剣道を目指す」と謳っている全剣連の指導目的に基づき、若手・中堅剣士の育成、女子および少年の錬成、高段者をより高い水準へ導くことを目標に各種講習会を開催する。この講習会を通じて剣の理法の理解と品格を有する剣道人の育成をはかり、正しい剣道の普及、技術の向上に努める。指導者層には、審判講習・日本剣道形講習・指導法講習について、それぞれ各科目を年1回以上、少なくとも年2回の受講を徹底させる。

大剣連中央講習会として、日本剣道形講習会・審判講習会を年3回、指導法講習会を年4回開催し、各地区・各職域の指導者層への指導と伝達のシステムを強化する。さらに、各地区・各職域が行う大剣連後援講習会を増加、充実させて、普及振興をはかる。

1. 全剣連の剣道中央講習会（西日本）に受講者を派遣し、派遣員による伝達講習を八段受有者および各地区の指導者に対して行う。
2. 審判講習会、日本剣道形および女子講習会をそれぞれ年3回開催し、指導者講習会は年4回開催する。
3. 全剣連講師による「指導法」をテーマとした講習会を年度初めに開催し、指導者の資質の向上と指導技術の研鑽を行う。
4. 地区・職域・学校関連団体において開催される大剣連後援講習会に講師を派遣して、その内容を充実させる。
5. 居合道・杖道普及のため、両委員会において、全剣連の基本方針に基づき、両道の理法の理解を推進するため講習会を居合道3回、杖道11回開催する。

(5) 地区・職域活動を促進させる。

地区委員会の育成・強化を図り、剣道の普及振興活動に対する指導、援助を行う。

1. 地区昇級審査会の開催
2. 地区・職域・学校関連団体講習会（大剣連後援講習会）の開催
9地区、それぞれの職域及び学校関連団体において、講習会を年2回以上開催し、低段位者にも参加の道を開き、当連盟から講師を派遣し、その運営を充実させ、強化する。
3. 地区・職域・学校関連団体活動の活性化
合同稽古会、研修会、大会などを後援し、剣道技術の向上と普及に努める。
4. 社会体育指導員育成講習会の修了者については、希望者を大阪府人材バンク、大阪市体協のスポーツ指導者バンクに登録し、各地区に於ける活用を促進する。
また、平成24年度より実施される中学校での武道必修化について、関係官庁・関連団体との調整をはかり、積極的に支援する。
5. 広報活動の推進
剣道に対する理解、評価を高めるため、関係官庁、各種体育団体、報道機関等と

の関係の円滑化を図る。特に、テレビ・新聞報道機関への働きかけを積極的に行う。

(6) 女子剣道・少年剣道・居合道・杖道の普及振興を推進する。

剣道は、幼年から高齢者に至るまでの生涯スポーツとして愛好されているが、少子化が一段と進む中で、将来、より一層の普及振興を図るため、女子層および幼少年層への奨励、指導を強化する。

1. 女子大会の開催

女性層へ剣道の普及推進のため、当連盟主催による女子大会を継続して開催する。

2. 女子層への指導

女子稽古会を2回、女子剣道講習会を1回、計3回開催する。講習会により、技術向上と品格ある剣士の育成に努め、相互交流を深めると共に、大剣連中央講習会への積極的な参加も促す。

3. 強化

女子（国体、都道府県対抗大会等）および少年の大阪府代表チームの強化活動を継続して行う。

4. 中体連・高体連との関係

高校生を、会費を納入する準会員とすることに伴い、高校剣道発展への後方支援を強化し、また中学校剣道指導者の育成を援助する。これらを通じて、中体連・高体連と幼少年剣道との連携がより深まるよう努める。

5. 居合道・杖道

居合道では、全剣連より発行された『居合道における日本刀及び模擬刀の取り扱い要領』を指針として、日本刀を操作する上での最重点事項である安全管理を再度徹底して、事故防止に努める。居合道人口の拡大を図るため、積極的に普及活動を行い、女子層及び幼少年層への奨励、指導の充実に努める。また、中堅剣士の育成に努め、指導者の態勢を強化する。

杖道では、平成23年10月に第38回全日本杖道大会を大阪府で開催するに当たり、十分な準備をし、本大会が円滑に実施できるよう最善を尽くす。各地・各大会での演武に精力的に参加して普及振興に努める。

(7) 個人会員管理システム・ホームページの充実など、IT化をより一層推進する。

個人会員制の円滑な実施のため、個人会員管理システムを改善・整備するとともに、事務処理の簡便化、迅速化を実現する。ホームページの内容・フォーマットについても見直し、情報発信機能を高めて、会員への情報提供の改善に努める。会員に登録証を発行し、会員としての意識付けを図るとともに、事務処理の効率化を図る。

(8) 安全および事故補償の確保を図る。

1. 事故防止のため、竹刀および剣道具の安全性の確認を励行する。居合刀の規格の遵守、日常点検の徹底を図る。特に、「木刀による剣道基本技稽古法」の指導・稽古に当たっては、十分な安全性に留意し、その普及に努める。

2. 事故防止については、日頃より相手に危害を与えるような危険な技などを自粛し、

心技ともに正しい剣道を普及させる。

昨今、「スポーツ事故とその法的責任」が社会的に大きく問題視されている。すべての大会・稽古会開催に当たって、主催者・指導者は高度な事故予知・判断能力が求められているため、万全の態勢で臨まなければならない。この問題に対して十分な知識を得るため、研修会を開催し、安全管理に関する意識の向上を促すとともに、万が一の事故に対して備える。

3. スポーツ傷害保険について、全会員の保険加入を推進する。

当連盟の正会員の新規加盟登録団体については、傷害保険加入を条件とし、全剣連少年剣道教育奨励賞推薦についても、従来どおり傷害保険加入を条件とする。

4. 中高年者においては、外傷のほかに生活習慣症がもとになって突発的な事故が練習中に生じる可能性もあり、日頃から注意を喚起する。

(9) 公益社団法人移行認定へ向けての申請を行う。

諸規定の整理、内容の見直しを行い、財政面の均衡のとれたあり方を確立する。

(10) 個人会員（会費）制の実施

団体会員制を改め、個人会員制に移行し、財政の健全化をはかるとともに、会費負担ならびに総会における議決権の不公平を是正し、その円滑な運営をはかる。

以上